

# 肥料取締法について今後必要とする対応

平成31年4月16日(火)  
日本肥料 アンモニア協会

# 日本肥料アンモニア協会

## 設立

### ■ 平成15年7月1日

## 事業目的

■肥料・肥料原料及びアンモニア並びにア系製品の製造・販売会社であって、本会の趣旨に賛同するものを持って組織され、会員相互の連絡及び親睦をはかり、肥料・アンモニア工業の健全なる発達を期する事を目的としています

## 事業概要

■当協会はその目的を達成するため、次に掲げる事業を行っています

1. 会員相互の連絡、親睦、啓発並びに情報の交換
2. 肥料・アンモニア工業に関する調査研究
3. 肥料・アンモニア工業の生産および技術の向上
4. 環境に関する調査、研究並びに対策
5. 労働、安全に関する調査、連絡
6. 業界意見の発表、献策並びに陳情
7. 肥料・アンモニア工業に関する広報活動及び各種肥料の普及活動
8. その他

# 沿革(1)

日本肥料アンモニア協会は2003年(平成15年)7月に日本アンモニア協会と日本化成肥料協会が合併して発足しました

## 日本アンモニア協会

1932年(昭和07年)硫安配給組合設立

1936年(昭和11年)硫安肥料製造業組合設立

1946年(昭和21年)アンモニア系製品懇話会設立

1947年(昭和22年)硫安肥料工業経営者連盟設立 硫安工業復興会議設立

1948年(昭和23年)アンモニア系製品協会設立

1950年(昭和25年)日本硫安工業協会設立

1990年(平成02年)日本硫安工業協会・アンモニア系製品協会が合併

日本アンモニア協会設立

## 沿革(2)

日本肥料アンモニア協会は2003年(平成15年)7月に日本アンモニア協会と日本化成肥料協会が合併して発足しました

### 日本化成肥料協会

1910年(明治43年)過燐酸同業者会設立

1931年(昭和06年)燐酸肥料工業組合設立

1936年(昭和11年)過燐酸肥料製造業組合設立

1947年(昭和22年)燐酸肥料工業会設立

1947年(昭和22年)燐酸肥料経営者親交会設立

1951年(昭和26年)燐酸肥料経営者親交会を燐酸肥料協会と改称

1959年(昭和34年)化成肥料協議会設立

1966年(昭和41年)燐酸肥料協会・化成肥料協議会が合併  
日本化成肥料協会設立

## 会員会社(会員名簿)

旭化成株式会社

朝日工業株式会社

宇部興産株式会社

エムシー・フォーティコム株式会社

小野田化学工業株式会社

片倉コープアグリ株式会社

サンアグロ株式会社

ジェイカムアグリ株式会社

昭和電工株式会社

新ケミカル商事株式会社

住友化学株式会社

セントラル化成株式会社

多木化学株式会社

東亜合成株式会社

日産化学株式会社

日本肥糧株式会社

日本燐酸株式会社

三井化学株式会社

三菱ガス化学株式会社

三菱ケミカル化学株式会社

# 肥料の歴史

1876年（明治9年）津田仙、骨粉過磷酸石灰を試製

1885年（明治18年）多木桑次郎、兵庫県加古郡別府村字橋向うにおいて 獣骨から人造肥料の製造を開始

1887年（明治20年）渋沢栄一、益田孝、馬越恭平ら高峰謙吉と謀り東京人造肥料会社を創立

1889年（明治22年）「農業雑誌」は「肥料配合の予算並磷酸肥料の効能」と題し、地味の計算・穀実の成分、人糞尿、鮭、米糖、磷酸肥料の四肥料施用の長短などを述べ、結論として磷酸肥料の優良なる旨を説く。当時一般農家は勿論、肥料商すら化学肥料を理解できず、以後数年間新肥料を世間一般に知らせることが先決問題であった。



先覚澁澤榮一益田孝等ノ諸氏ハ維新当初ニ於テ我カ國運ノ躍進ハ必スヤ人口ノ激増ヲ来シ食糧問題ハ実ニ邦家将来ノ緊要案件タルヘキヲ洞察シ農業ノ發達ト肥料ノ合理的施用トニ因リ之カ増収ヲ企圖スヘキ堅キ決意ヲ為シ歐米ニ於ケル化学肥料ノ研鑽者タル高峰讓吉氏ノ協カヲ得テ明治二十年初メテ此地ニ東京人造肥料会社ヲ設立シ過燐酸肥料ノ製造ヲ開始セリ是レ我國ニ於ケル化学肥料製造ノ嚆矢ナリ

本事業ハ官民ノ協力ニ因リテ漸次進展シ後更ニ空中窒素固定工業ノ勃興スルニ及ヒ農業生産ノ飛躍ノ增收ニ絶大ナル貢獻ヲ為スニ至レリ今ヤ曠古ノ非常時局ニ際セセルモ能ク一億国民ノ食糧ヲ確保シ前線銃後些ノ優ナキニ至リシハ蓋シ化学肥料ノ發達普及ニ負フモノ多シト謂フヘシ

同社ハ後ニ大日本人造肥料株式会社ト改稱シ此ノ地ハ釜屋堀工場トナリシモ不幸大正12年ノ関東大震災ニ壊滅シ爾来二十星霜ノ久シキ寂トシテ之ヲ顧ルモノナキヲ遺憾トシ茲ニ關係同志胥謀リ碑ヲ其ノ址ニ建テテ由來ヲ刻シ永ク偉績ヲ顯彰スルト共ニ我國農業ノ興隆ヲ期シ以テ皇國ノ盛運ヲ奉頌ス

昭和十八年十一月 (大日本農会総裁 梨本宮守正王 なしものとのみやもりまさおう)

化学肥料創業記念碑建設会  
東京都江東区大島1丁目 釜屋堀公園



植物カ栄養トスル肥料ノ成分ハ窒素、燐酸、加里カ主テアッテ之ヲ三要素ト稱ヘ窒素ハ主トシテ葉ヲ燐酸ハ果實ヲ加里ハ幹根ヲ形成スルモノテアル肥料ニハ古来動植物ノ腐熟シタルモノヲ多ク用キタカ近代科學ノ発達ハ化學的ニ窒素燐酸加里ノ各肥料ヲ多量且ツ廉價ニ生産スルコトニ成功シ是ニ依ツテ農作物等ノ收穫ハ劃期的躍進ヲ見ルニ至ツタ 此ノ處一帶ハ實ニ我國化学肥料ノ先驅タル**過燐酸石灰製造工業創始ノ地**テアル

# 肥料取締法の歴史

## 肥料取締法の歴史

### ◎明治20年代

悪徳商法が横行。業者の自主規制のみで農民の信頼を失う→法制定の必要

### ◎明治32年議員立法で制定

肥料に**異物混入の禁止**

### ◎明治41年全面改正

1. 窒素、りん酸、加里
2. 都道府県知事の免許制
3. 保証票の添付
4. 地方庁に肥料検査官を配置

### ◎昭和25年(全面改正)ポイント

1. 窒素、りん酸、加里に加えて、石灰(アルカリ分)、苦土、けい酸、マンガン、ほう素も対象
2. 業の範囲には、生産、輸入、販売(都道府県など公共団体や、農協団体を含む)も対象
3. 農林大臣・都道府県知事別の登録区分を規定
4. 免許制から銘柄毎の登録制へ
5. 保証票の添付を義務化
6. 農林省に6カ所の肥料検査所を設置

## 肥料取締法の目的と定義(第1条、第2条)

### 目的

○肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、

○肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、

○もって農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資することを目的とする。

### 定義

○植物の栄養に供されることを目的として土地にほどこされる物

○植物の栽培に資するため、土じょうに化学的変化をもたらすため土地にほどこされる物

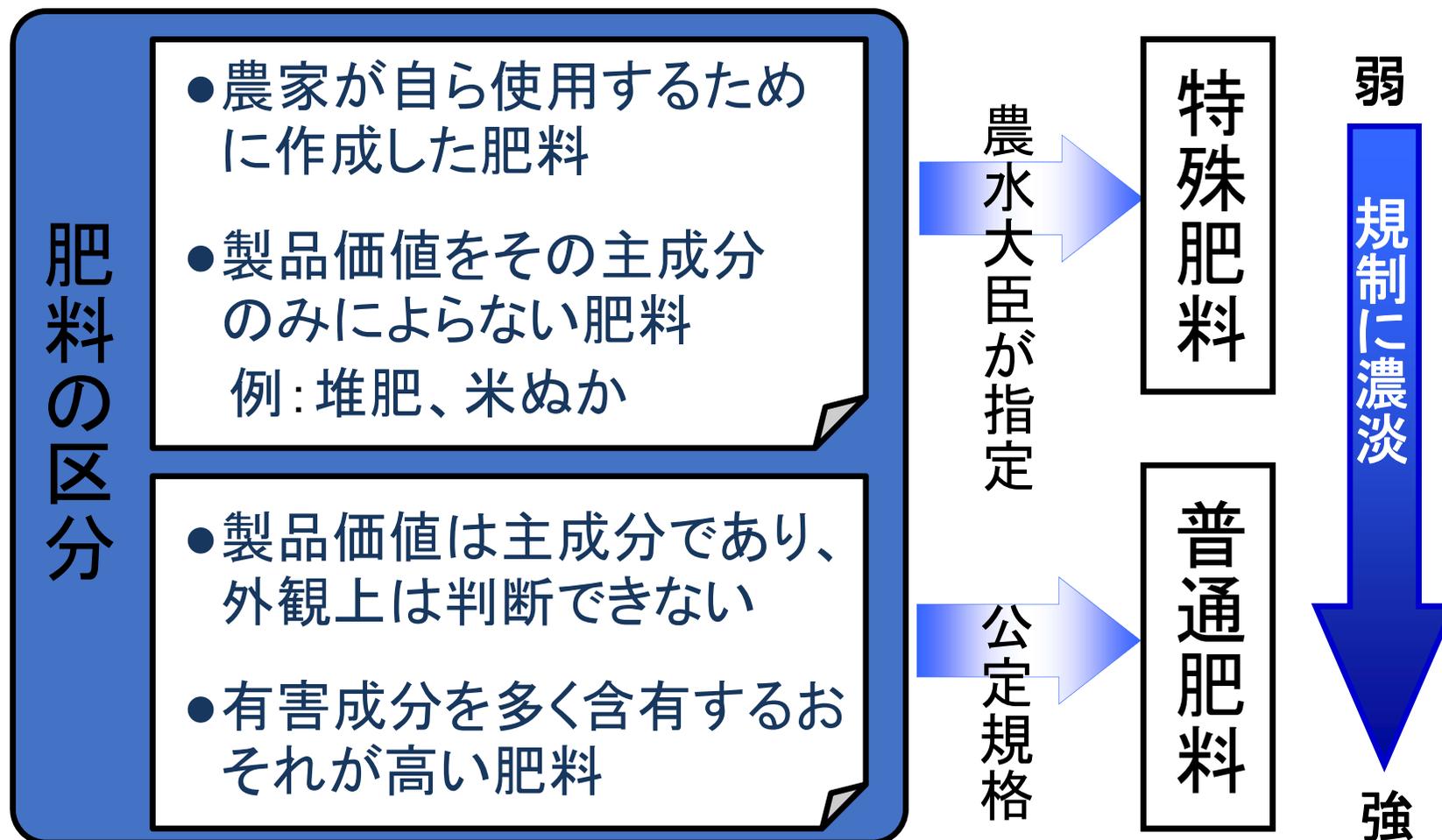
○植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物

◎肥料取締法の目的は品質が確かで安全な肥料の供給。異物の混入を禁止。この目的を達成するため、

普通肥料は①公定規格を設定、②登録を義務化(一部届出)、特殊肥料は①大臣が指定、②届出を義務化 ③登録または届出後の品質等を検査で担保

# 特殊肥料と普通肥料(第2条)

法律では、肥料の製品の性質に応じて、規制している。



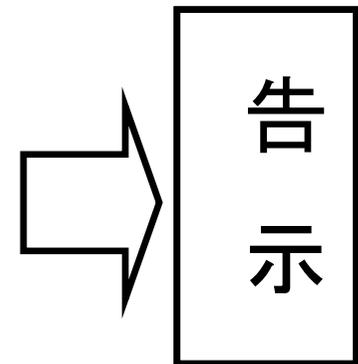
## 公定規格について(第3条)

### ○設定する目的

肥料の品質が一定水準から低下せず、銘柄毎の品質や安全性を担保するために設定。なお、肥料情勢に応じて改廃される。

### ○設定する事項

- 主成分(窒素、りん酸、加里 等)の最小量  
又は最大量
- 有害成分(ひ素、カドミウム等)の最大量
- その他必要性に応じて(粉末粒度、使用可能な原料の条件、異物の混在等)



生産方法、品質、性状等に着目して肥料の種類を分類。

## 公定規格の設定等について

- ◎普通肥料については、その種類ごとに含有すべき主成分の最小量または最大量、含有を許される有害成分を定めたもの。したがい、公定規格の定められた肥料は、肥料としての効果が確認され、有害成分等が一定の濃度以下との条件を備えたもの。
- ◎公定規格の設定は、農林水産大臣が自らの判断に基づいて行う場合のほか、仮登録されている肥料について行う場合がある。
  - 肥料の公定規格設定・変更の申し出は、生産業者等が農水省消費・安全局長あてに、FAMICを経由して、「設定・変更すべき理由、原料・製品の組成・変動、有害成分、主成分の含有量、肥料効果等の栽培試験成績等」の資料を付して、提出することとなっている。
  - FAMICでは、申し出の内容について調査を行い、意見を付して消費・安全局長あて報告している(局長通知による)。
  - 農水省では、食品安全委員会に対して食品健康影響評価の諮問を行い、答申を受けて規格設定の手続きに入る。

# 肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格定める等の件

## 1 窒素質肥料

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項
硫酸アンモニア	アンモニア性窒素 20.5	アンモニア性窒素の含有率 <b>1.0%</b> につき 硫青酸化物 <b>0.01</b> ひ 素 <b>0.004</b> スルファミン酸 <b>0.01</b>	

備考:

- ①硫青酸化物は植物の生育を阻害する物質で、石炭ガス又はコークス炉ガス精製の際に副産。
- ②スルファミン酸も同様の物質で、ナイロン原料のカプロラクタムを製造する際に副生される。

(メモ:昭和61年度の規格改正までは、定義中に「固結を防止する材料を使用したものを含む。」と規制していた)

## 2 リン酸質肥料

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量(%)	含有を許される有害成分の最大量(%)	その他の制限事項
<p>副産リン酸肥料(次に掲げる肥料をいう。</p> <p>一 食品工業又は化学工業において副産されたもの</p> <p>二 下水道の終末処理場その他の排水の脱リン処理に伴い副産されたもの)</p>	<p>一 く溶性リン酸を保証するものにあつては</p> <p>く溶性リン酸 15.0</p> <p>二 く溶性リン酸のほか水溶性リン酸又はく溶性苦土を保証するものにあつては</p> <p>く溶性リン酸 15.0</p> <p>水溶性リン酸については 2.0</p> <p>く溶性苦土については 3.0</p>	<p>く溶性リン酸の含有率1.0%につき</p> <p>ひ素 0.004</p> <p>カドミウム 0.00015</p>	<p>一 植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p> <p>二 牛の部位を原料とする場合にあつては、せき柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。</p>

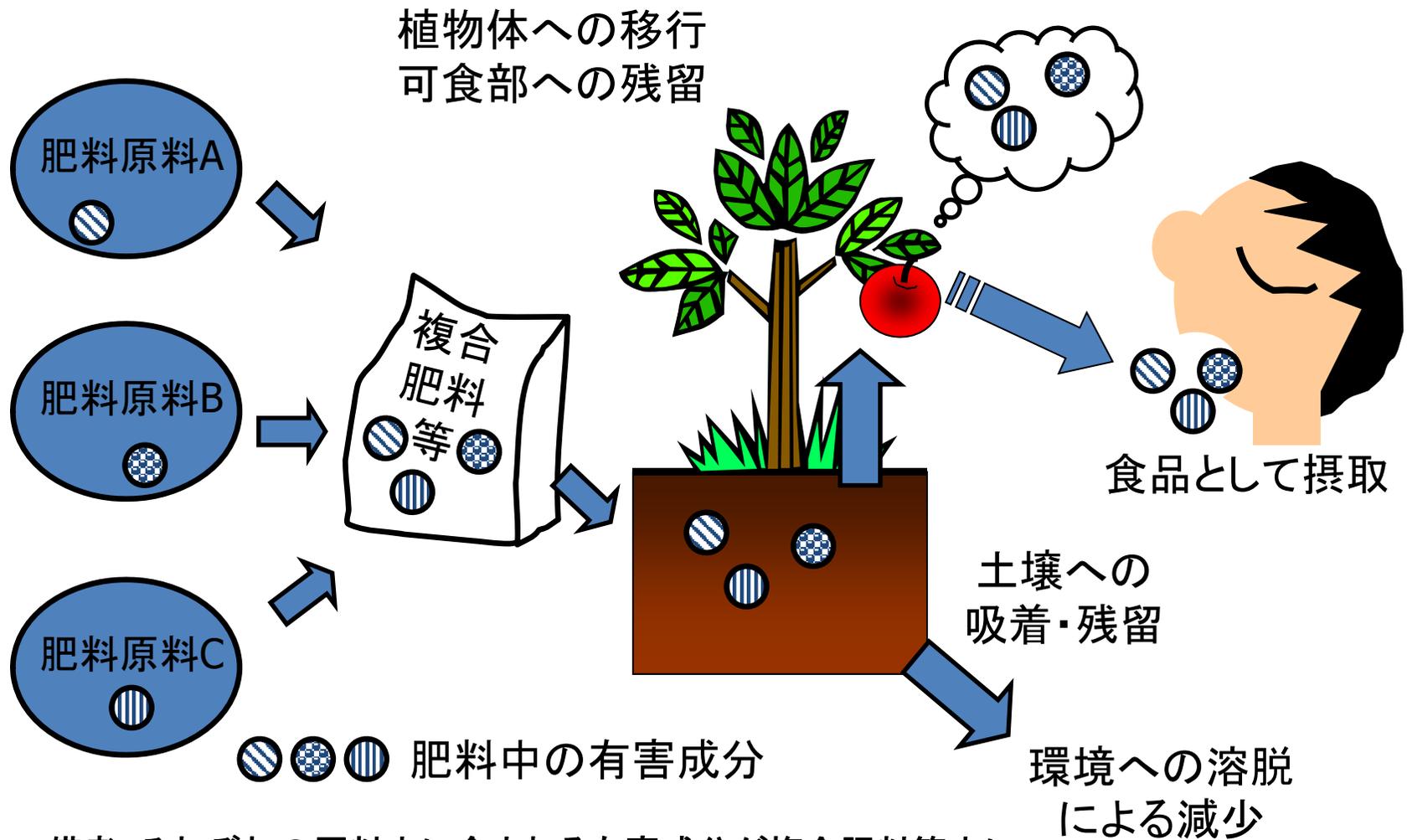
# 植物に対する害に関する栽培試験

- 農蚕園芸局長通知(昭和59年4月18日付け)
- コマツナを用いた試験
- 約3週間、実際に植物の種子をポットに播種して、発芽率のほか、生育の調査、終了時調査、写真撮影を実施
- 登録申請時に栽培試験の結果(写真入り)を添付すること

生育状況の写真(正常例)



# 肥料中の有害物質等のイメージ



備考:それぞれの原料中に含まれる有害成分が複合肥料等中に含まれるため、複合肥料等の公定規格では全ての成分を含めた規制を実施。

# 肥料取締法についての要望

## ○登録制度や公定規格に対する業界の考え方

公定規格や登録制度は、肥料の適正な流通する上で必要である。一方、近年農家のニーズや肥料生産のグローバル化も踏まえ、実態に合った見直しを進めて欲しい。

### 1. 取締法から管理法へ(名称の変更)

#### ○危険な資材の印象を与えている。

法 30 条第 5 項に「立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」と規定

### 2. 公定規格(詳細は前述)

■製造側・使用者(農家)共に指針となっているが、化学技術・施肥技術の進歩もあり、変るべきものとする

- 登録期間            **3年⇒6年(登録有効期間の延長)**
- 含有すべき主成分の最小量(%)    **・最小量の見直し**

# 肥料取締法についての要望

## 3. 保証成分

### (1) 許容差の容認

立入検査により収去した肥料を検査分析した上で保証成分が守られているか判断している。検査をするに当たっては、測定器の精度等によって、分析誤差が生じることが避けられない。

窒素の許容差 工場=0.1% ⇒ 出荷先=0.3%

○ 許容差を出荷先並みに認めて頂きたい。

### (2) 原料選択の制約

公定規格上の最小量を満たさない肥料を生産することはできない。こうした規格は化学肥料等は必要であるが、副産物を原料とする肥料においては保証成分量を満たさないものもあり、安価な原料を使用することができない。

○ 副産物を原料とする肥料については、安全性を確認された原料であれば成分の含有量によらず使用できるようにし、最終製品で保証成分量を満たしていれば問題ないと認めて頂きたい。

# 肥料取締法についての要望

## 4. 保証票の表示方法

現在の保証票は、主成分以外にも詳細な表示が求められ、原料について重量順に保証票に列記する必要があり、成分構成の変化のたびに包装の再印刷が必要となり、製造コストを高めている。

○ 包材改版コスト低減のための保証票表示の簡略化。

(例) 主成分の成分量のみ表示し、その他の情報はQRコードによる別添表示へ(包材費低減効果)